

## 神戸市立工業高等専門学校専攻科運営委員会規則

2023年4月1日

規則第132号

### (目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校専攻科運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、専攻科長、副主事（研究）、機械システム工学専攻の代表者1名、電気電子工学専攻の代表者2名、応用化学専攻の代表者1名、都市工学専攻の代表者1名、専攻科一般科目担当者1名及び事務室学生係担当者1名で構成する。なお、各専攻主任は、構成員を兼ねるものとする。

2 委員長は、専攻科長とする。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副主事（研究）がその職務を代理又は代行する。

### (任務)

第3条 委員会は、専攻科の適正かつ公正な運用を確保し、これを充実発展させるために必要な事項を審議する。

2 専攻科に関する主な審議事項は、以下のとおりとする。

- (1) 教務及び学生指導に関すること。
- (2) 教育研究活動及び福利厚生に関すること。
- (3) 大学改革支援・学位授与機構に関すること。
- (4) 他の委員会等に属さない専攻科に関すること。

### (定足数、議決等)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員が出席できない場合には、代理者の出席を認めるものとする。

2 議決を必要とするときは、出席委員（代理者を含む）の過半数の同意をもって決する。3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の関係職員の出席を求めることができる。

4 委員会が特に重要であると認めた事項は、校務運営会議又は入試委員会に付議してこれを決する。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は原則として毎月1回開催するものとし、委員長がこれを招集する。また、必要な場合は、臨時に招集することができる。

### (他の委員会等との関係)

第6条 他の委員会等と関係のある事項については、当該他の委員会等の構成員の出席を求めることができるほか、当該他の委員会等に処理を要請することができる。

(事務処理及び記録)

第7条 委員会に係る事務は、事務室学生課が処理する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、専攻科の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。